

# 自転車通行空間の整備について

## 「矢羽根型路面標示・ピクトグラムが設置されます」

自転車は、身近な移動手段として通勤・通学等に利用されており、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる空間の整備が課題となっています。

このため、山梨県では通勤・通学に多く利用されている県管理道路において、自転車の安全な車道通行を目的に、矢羽根型路面表示と自転車ピクトグラム（車道混在）による自転車通行空間の整備を実施します。

矢羽根型路面標示が設置された道路については、自転車の通行ルールの遵守をお願い致します。

## 矢羽根・ピクトグラム設置箇所

